生物多様性条約
COP15 報告

―先住民族と地域共同体の視点から―

20230225＠大阪、
ウータン・森と生活を考える会

三石朱美（JELF事務局）

この写真、不思議ですよね？

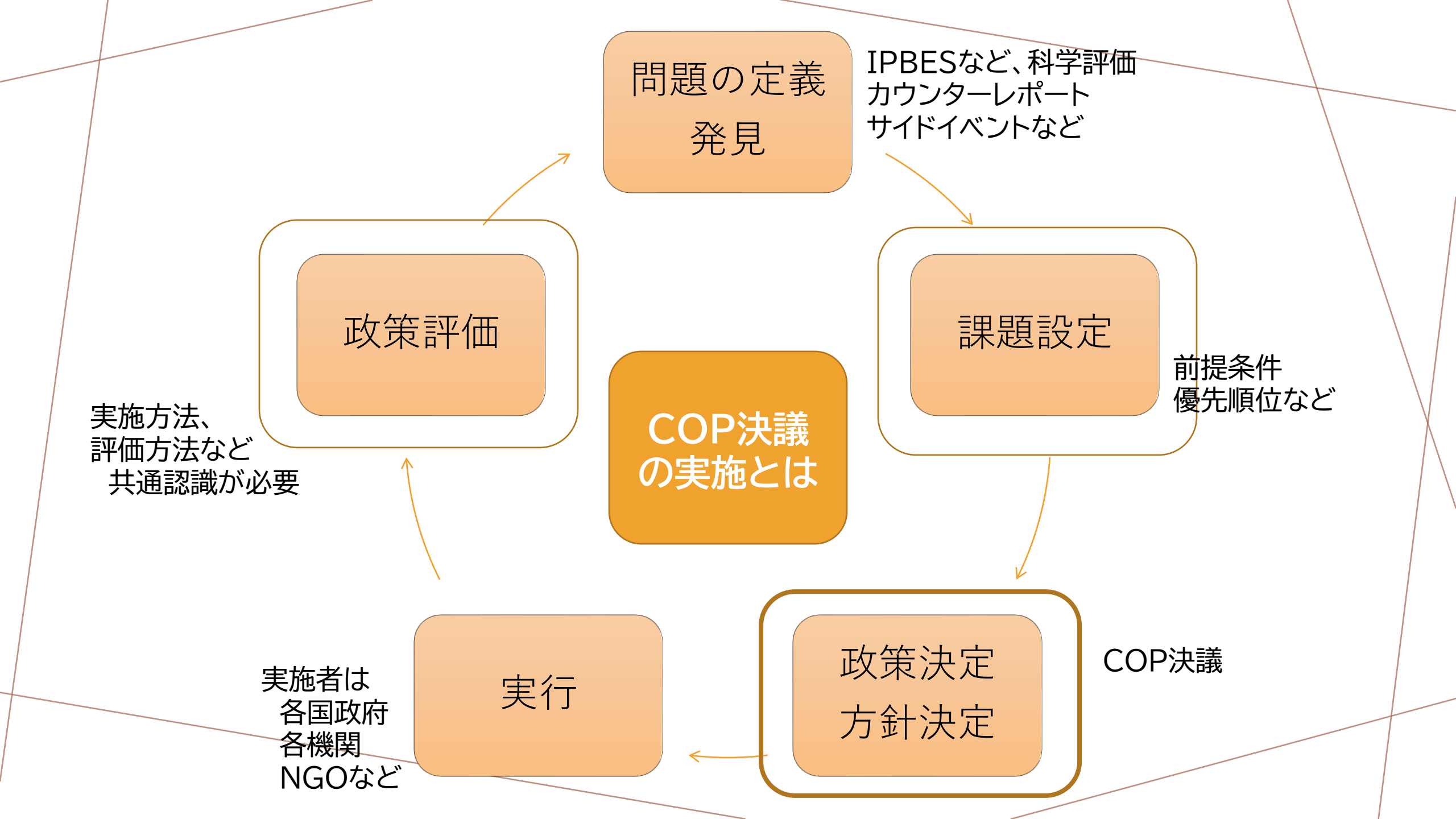
問題の定義
発見
IPBESなど、科学評価
カウンターレポート
サイドイベントなど
課題設定
前提条件
優先順位など
政策決定
方針決定
COP決議
実行
実施者は
各国政府
各機関
NGOなど
政策評価
実施方法、
評価方法など
共通認識が必要
COP決議
の実施とは

生物多様性条約（CBD）

三つの多様性

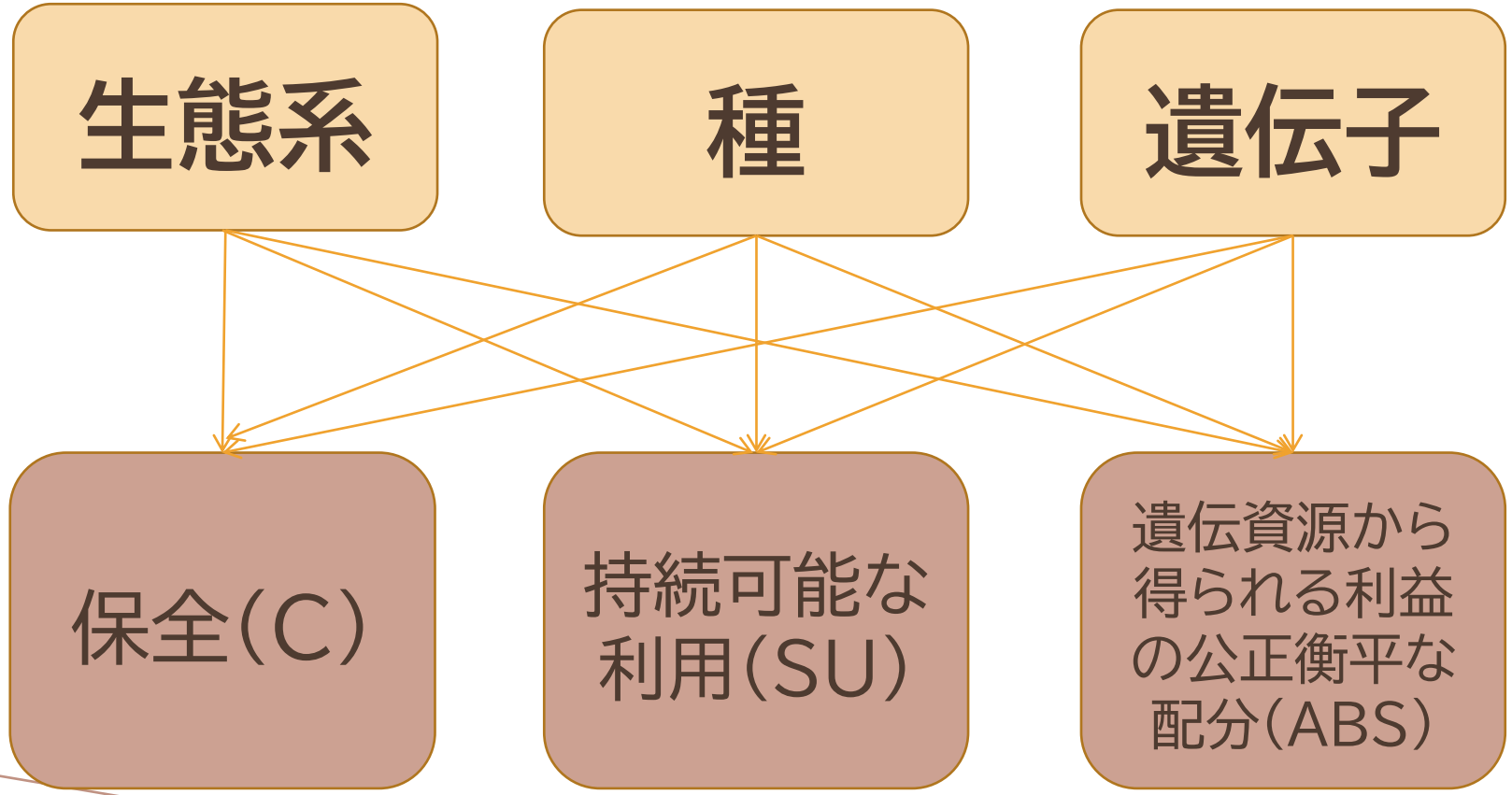

CBD COPとは

Conference of the Parties
締約国
国連機関
国際機関
オブザーバー
Faith、Academic、
Business、Media
非締約国
IPLCs
NGOs
Youth
Women

平均的なCOPの一日

0745
- COVID19　感染検査
- 入館登録、ｾｷｭﾘﾃｨﾁｪｯｸ

0800
- コーカス会議
  - 前日の振り返り/当日の動き

1000
- 本会議　（3時間）
  - WG,CGなど

1330
- サイドイベント（90分）

1500
- 本会議　（3時間）
  - WG,CGなど

1830
- サイドイベント（90分）

1930
- コンタクトグループ
  （夜中まで）

COP15
Montréal

DE GRANDS PAS POUR LA BIODIVERSITÉ

Kwe, Hello, Bonjour, Buenos, Kwé, Wachiya, Días, Kwai, Ai, Pégwamugsin, Kuei kuei, Kwé, Waachiye, Qey,
The Indigenous Village
El Pueblo de la Diáspora

The Indigenous Village
Kwe Hello Bonjour Buenos Días

Featured Green products from Yunnan
Featured Green products from Yunnan
Yunnan Coffee
Yunnan Tea
Nuts

PLACE QUÉBEC

UN environment programme
KUNMING

MADAGASCAR
MADAGASCAR
BOTSWANA

IPLCs
Convention on Biological Diversity

2022 UN BIODIVERSITY CONFERENCE
COP15 · CP/MOP10 · NP/MOP4

生物多様性条約　条文における先住民族

前文

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいことを認識し、

8条(j)　項

自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

- IPLCsはCBDを単なる技術的な環境条約として精緻化させるだけでは生物多様性を守ることができないという観点
- 人権と社会的公正に関する条約としての側面をより重視
- 生物多様性条約の運用においても、国連憲章、国際人権規約、先住民族の諸権利宣言との整合性を明確にすることを求めている

自己紹介
～なぜ先住民と関わり始めたか

沖縄ジュゴン米国訴訟

- 2003 年9 月25 日:サンフランシスコ連邦地裁に提訴
- 2005 年3 月2 日:中間決定(Summary judgment)
- 2008 年1 月24 日:NHPA に違反すると判断

2008年、米国サンフランシスコ連邦地裁判決。

　沖縄ジュゴンは、日本の文化財保護法によって文化財として指定されているため、米国国防総省（DoD）は、ジュゴンに対して、NHPAを適用すべきである。DoDが基地を建設するために辺野古を埋め立てることによって生じるジュゴンへの影響を評価・検討していないことは、NHPA違反に当たる。

⇒国防総省は、基地をつくってはならない、とした。

CBDプロセスにおいて、IIFBの人たちと関わるように

- “the IIFB wishes to express its concern along with our brothers and sisters from Okinawa with regard to the construction of a military base in Henoko/Oura Bay and its potential impacts on the biodiversity.”

  COP10 closing statement

- この時の沖縄からのメッセージは「人権・平和・環境」をKey wordにするものだった。

2007年には、フィリピン、ビルマの政治的殺害に直面する弁護士の招聘にもかかわる

フィリピン

- 1995年に鉱山開発法が制定：
- スペイン植民地時代～日本占領時代～US占領時代と鉱山開発は、一般的に行われていたが、95年法によって、海外企業の直接投資による開発が可能となった。
- 大規模開発による河川の化学物質汚染、流域での生物多様性の損失等による地域住民の健康被害が発生し、各地で激しい反対運動が発生。

→政治的殺害

ビルマ

- 軍事政権下での大規模な開発にともなう少数民族の強制移住、弾圧の発生

日本に、先住民族は

- アイヌ民族
  - 2008年、国会でアイヌ民族を先住民とす
  - 2019年、アイヌ民族を先住民と明記した
    - ・サケの漁業権問題
    - ・遺骨返還問題 repatriation
- 琉球
  - 2018年、国連人権委員会
  - 沖縄への基地集中を「人種差別」とし、日本 懸念を報告
    - ・遺骨返還問題 repatriation
    - ・参考：米国、辺野古ジュゴン訴訟

「琉球先住民保護を」

国連再び勧告、ヘイト対策も

【東京】国連の自由権規約委員会（B規約人権委員会）は3日、日本の人権状況に関する報告書を公表し、沖縄の人々を先住民族と位置付けて権利を保障するよう勧告した。ヘイトスピーチへの対策なども求めた。

自由権規約委員会の報告書は「（政府は）琉球先住民族のコミュニティーやその権利を認めず、沖縄の人々が自由で十分な事前の情報に基づいて自身に影響を与える政策に参加できる状況をつくっていない」と懸念を示した。また「抗議やデモに対する過剰な制約や、沖縄で抗議行動をする人たちの不当逮捕があるという報告を受け、懸念している」とも記した。

ヘイトスピーチについて「中国人、（被差別）部落民、琉球人、特に韓国人や在日コリアン」を対象とするオンライン、オフライン両方での広範な人種差別的言説が続いていることに懸念を示した。ヘイトスピーチを明確に犯罪とすることなどを求めている。

自由権規約委員会は10月に会議を開き、日本の人権状況について話し合った。会議には、米兵による性暴力被害に遭ったオーストラリア人のキャサリン・ジェーン・フィッシャー氏も出席し、繰り返される米軍関連の事件について報告した。委員会の報告書は、性犯罪を含む女性への暴力を根絶する努力を日本政府に求めた。

国連人種差別撤廃委員会は2018年、日本政府に対し、沖縄の人々は「先住民族」だとして、その権利を保護するよう勧告していた。

（明真南斗）

美謝川に重機搬入

辺野古新基地 市民「民意反する」

新たに重機が運び込まれた美謝川切り替え工事の現場＝4日、名護市辺野古

【辺野古問題取材班】名護市辺野古の新基地建設に伴う美謝川の水路切り替え工事を巡り、沖縄防衛局が5日までに新たに重機などを搬入していたことが分かった。工事に反対する市民からは「民意に反し、いよいよ目に見える場所で切り替え工事が始まった」との声が上がっている。

沖縄防衛局は昨年10月から、美謝川の河口が新基地建設に伴う埋め立て

ここで整理してみよう。
…先住民族とは？

実は画一的な定義はない

国連先住民族の権利宣言　前文より（2007年採択）

- 先住民族が、植民地化並びにその土地、領域及び資源のはく奪の結果として歴史的に不正に扱われてきたこと、それによって特に自己の必要と利益にしたがって発展の権利を行使することを妨げられていることを憂慮…
- 先住民族の政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来する先住民族の固有の権利、特にその土地、領域及び資源に対する権利を尊重し、及び促進することが緊急に必要であることを認識…
  - つまり、先住民族は、近代以降の植民地政策や同化政策によって、自らの社会や土地、固有の言葉や文化などを否定され、奪われてきた人びとである、ということ。

ILO169号条約、国連コーボ報告書など

- 先住民族とは、自らの伝統的な土地や暮らしを引き継ぎ、社会の多数派とは異なる自分たちの社会や文化を次世代に伝えようとしている人びとである。

先住民の権利宣言に書かれていること

- 第3条　　先住民族は、自決の権利を有する。(略)
- 第 11 条 1.　先住民族は、その文化的な伝統及び慣習を実践し、及び再活性化させる権利を有する(略)
  2.　国は、先住民族の自由で事前の及び事情を了知した上での同意なしに、又はその法、伝統及び慣習に反して奪われた先住民族の文化的、知的、宗教的及び精神的財産については、先住民族と協力して設けた、原状回復を含む、効果的な仕組みによる救済を行わなけ ればならない。
- 第 12 条　1. 先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、保護し及び干渉を受けることなく立ち入る権利、儀式用具の使用及び管理の権利並びにその遺体及び遺骨の返還に対する権利を有する(略)

この権利宣言は全部で44条にわたって、記されている

- 同化を強制されない権利
- 土地や資源の返還や賠償などを求める権利
- 自治を求める権利
- 独自の言語で教育を行い、受ける権利
- 伝統的につながりを持ってきた土地や資源を利用する権利、など

Links between CBD and United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (UNDRIP)

CBD

- is a binding treaty
- Contributes to the implementation of the UNDRIP.

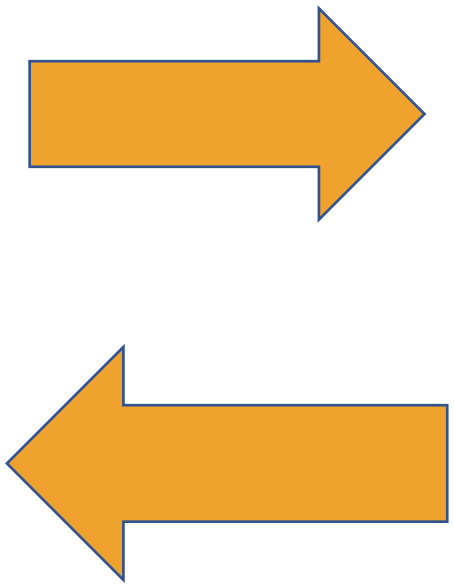

UNDRIP

- A Declaration containing codified international law on human rights
- Contributes to the implementation of the CBD

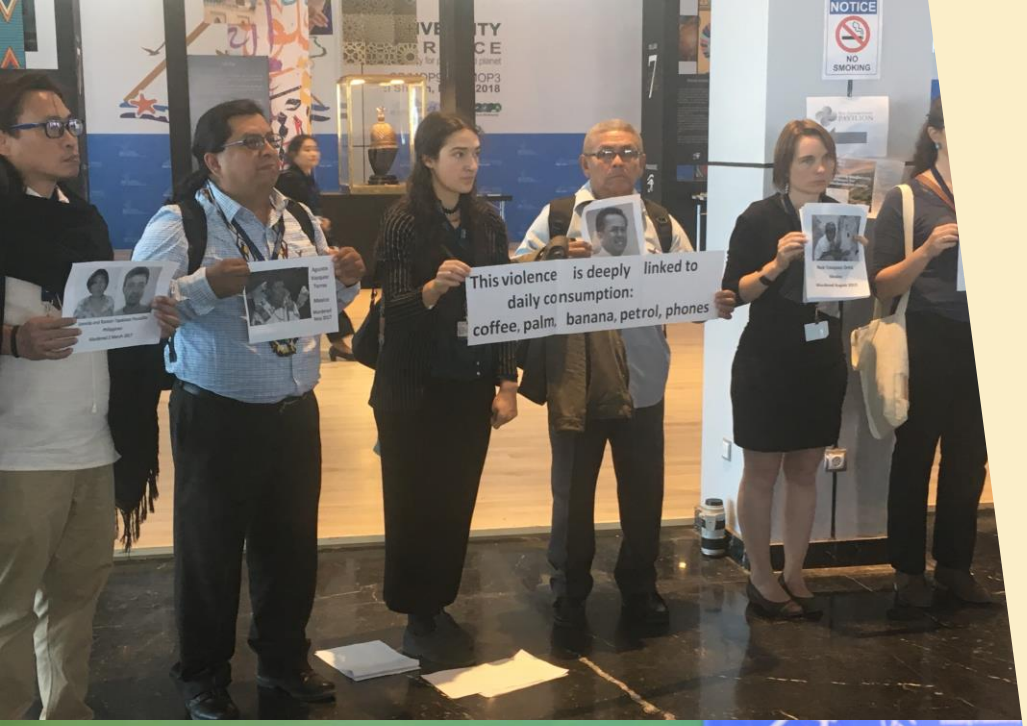

先住民(地域住民)にとって、環境保全とは

- 〝土地や環境保護の活動家たちは、そのうちのかなり多くが先住民だが、彼らは自分たちの権利を守ろうとしているのに、テロリストや略奪者、犯罪者だと断じられている。これは世界各地でみられる現象だ“

  国連特別報告者　Victoria Tauli-Corpuz

- 地域の環境保全は、人権の安全保障、社会的公正の実現と密接につながっている
  - 国連憲章、国際人権規約、先住民族の諸権利宣言がめざすところとの整合性

先住民の自己決定権とは？

- 先住民個人として、差別を受けないなど平等に扱われる権利
- 先住民族の集団としての権利

- 個人の権利と集団としての権利が衝突した事例
  - サンタクララプエブロ事件（1978年、New Mexico）

    たとえ、不平等なメンバーシップの規定であっても、それを作り、変更できるのはトライブだけの権限であり、連邦裁判所がこの問題に口を出すことは、つまり、メンバーシップの規定の違法・合法を裁判所が判断することは、トライブの自律権や自己決定権を侵害することになる、として、却下判断がでた。

市川守弘氏の指摘：

先住民の平等を考える際には、先住民の集団の権限、集団としての自己決定権を意識し、権限を認めたうえでなくてはならない。…また、（先住民と非先住民の）違いを明確に主張しなければ、時に勝ち取るべき集団の権限・権利を否定しかねない。

神奈川県

女性が、どんどん^{2}主役になる。

ますます拡大する女性の活躍応援団

“Nature Positive…?”

- NGO　の懸念

  科学的な（検証可能な）定義のされた概念ではない。

  “Positive-wash”のような行為への懸念

- Green-wash / Red-wash / Youth-wash をともなう実行策にさせないために。

＜Youthのopening statementを聞いた私個人の感想＞

若い世代が真摯に大人たちの怠惰を告発しているとき、そして未来に向けた希望を語っている時、その声を政治的主権争いの道具にしていることへの怒り。

一方で「がんばってる若い子がいるよ」と応援する言葉を並べ立てて、そのエネルギーを消費しつつ、だけども実体的な対策をとらない＝先延ばしすることを自分に許す（一見仲間にみえる）大人たちに対する、静かな怒りをかかえた告発でもあった。

GBF T.3（環境省仮訳）

- 2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、**先住民の伝統的領域を認識し**つつ、生態学的に代表的で良く連結され衡平に統治された保護地域システム及びその他の 効果的な地域をベースとする保全手段を通じて効果的に保全及び管理されることを確実及び可能にするとともに、適用可能な場合には、より広域の陸上景観、海洋景観及び海洋に統合されることを確保及び可能にする。一方で、このような地域において適切な場合には、**伝 統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重**しつつ、いかなる持続可能な利用は保全の結果と**完全に整合させる**ことを確保する。

GBFへの評価 – T3

- 面積的アプローチ（30×30）
- 保護区域の中に、先住民族の領土が入れられてしまうことへの懸念
  → 誰が管理するのか、自分たちの土地を守れるのか

- “Rights of our land/our territory” という共通認識で活動

→ “IPLCsの権利を認識し尊重する”

210e

GBF T.21（環境省仮訳）

- 生物多様性の効果的かつ衡平なガバナンス、参加型の統合的管理を行うため、そして広報、普及啓発、教育、モニタリング及び知識管理を強化するために、最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家、及び一般の人々が利用できるようにする。この文脈 においても、先住民及び地域社会の伝統的知識、工夫、慣行及び技術は、**国内法に従って、自由意志に基づく事前の情報に基づく同意を得た場合にのみ**利用できる。

GBFへの評価 – T21

- Traditional Knowledge system 等、情報へのアクセスについて
- FPICへの言及あり

「国内法に応じて（in accordance with national legislation）」という言葉がついていた。

国内法規にFPICを定めている国などほとんどない中、国際社会の文脈が対象から外れたことについては、十分ではないという批判はでた。

完全かつ効果的な参加
FPIC:Free, Prior and Informed Consent

- FPICを得る義務によって、活動計画の規模や影響等についての情報が先住民族が**完全に理解できる言語**で提供された上で、先住民族が強制されたり脅迫されたりせずに、その同意が活動の許可又は開始に先立って求められ、最終的な同意を付与し、あるいは付与しないという先住民族の選択が尊重されなければならないことを確保するよう要求されている。
- 実際には、拒否権など発生する可能性もあり、国際法の中で確定的な権利とする見方は少々厳しいのだが、先住民族は、**FPICを前提とした意思決定プロセスの確立**を常に求めている。
  Green colonialism

- **先住民族のみに限定されたものではなく、日本のような近代的社会のなかに包摂される伝統的知識まで射程に入れて、**尊重されることを求めている。

- コミュニティの慣習的な独立の意思決定を前提に、合意がされること

- 強制されることなく、自由意思に基づいてなされること

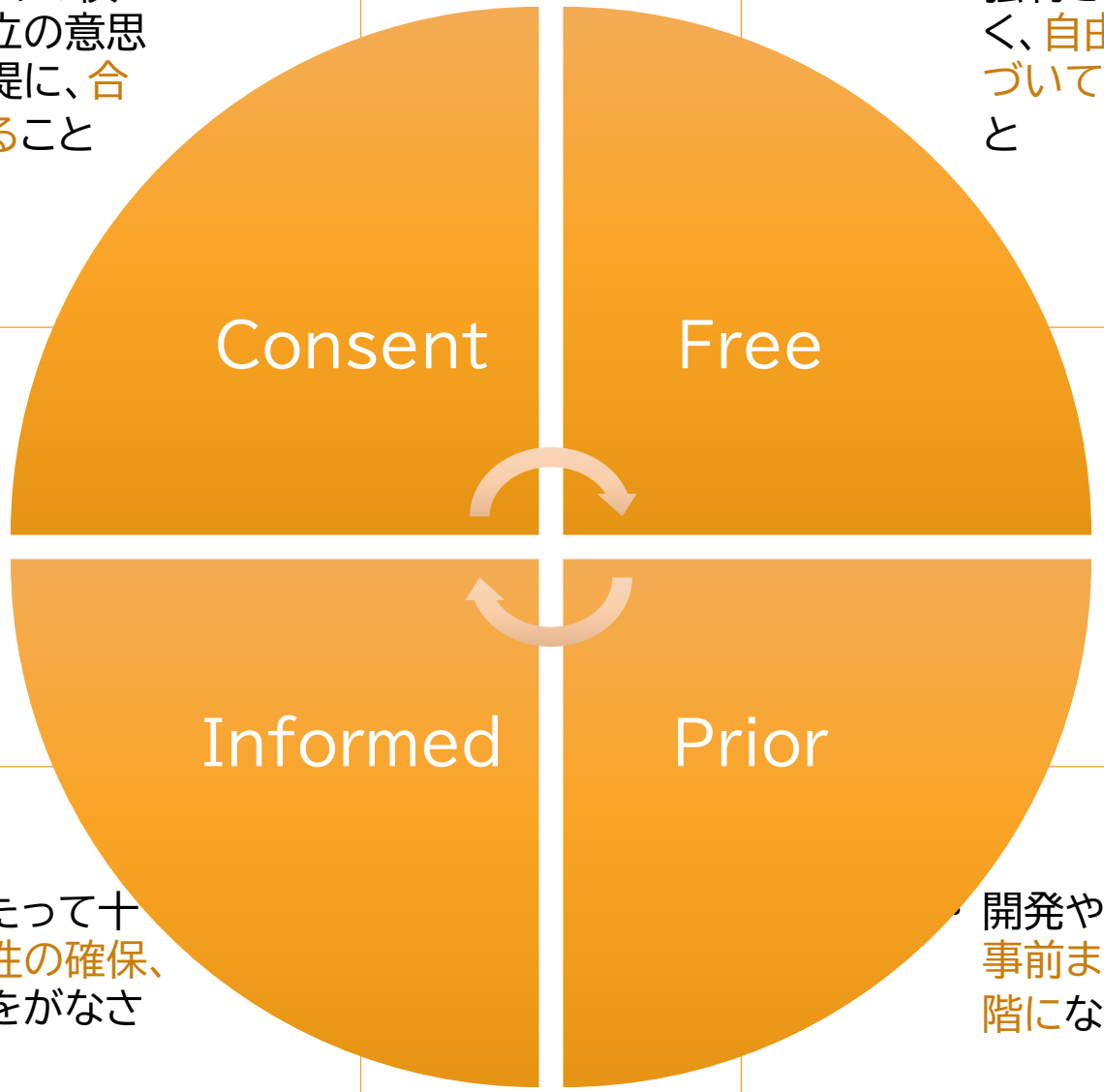

- 判断にあたって十分な透明性の確保、情報提供をがなされること

- 開発や投資などの、事前または初期段階になされる

FPIC
(Free, Prior and Informed Consent)

1. 適切な情報収集にもとづいた正確な情報によるコミュニケーションに基づき（徹底的な透明性の確保）、
2. 意思決定プロセスについては、どこからも損なわれることなく（干渉されるものでなく）、独立したものでなくてはならず、
3. 結論を出すまで、決定されるものとして扱われてはならない

オーストラリアのTK保全の事例

著作権/所有権を意識し、地元文化の流用/盗用、安易な流出を防取り組み。
FPICを担保するため、事前同意確認書の構築

GBF T.22（環境省仮訳）

- 先住民及び地域社会の文化及び土地、領域、資源、及び伝統的知識に対する権利を尊重した上で、先住民及び地域社会、並びに女性及び女児、子供及び青年、障害者による、生物多様性に関連する**意思決定への完全で、衡平で、包摂的で、効果的**かつジェンダーに配慮した代表と**参加**、及び**司法**及び生物関連情報へのアクセスを確保するとともに、**環境人権擁護者の完全な保護**を確保する。

GBFへの評価 – T22

- 意思決定への参加に関する目標
  The full, equitable, inclusive, effective and gender-responsive representation and participation

- 政策決定過程や司法(justice)へのアクセス
- Environmental defenderの権利

サイドイベント（IPLC’s Day）での指摘

- 国際社会に人権の尊重を求めていくためには、警察改革も必要。
- 警察（法執行機関 law enforcement）によって先住民族の権利や生活を脅かすことがあるような保全政策がなされないような、一貫性がある対応が求められる

- Green-colonialism

  大規模（Massive）で組織的（Systematic）で、犯罪的（Criminalized）ですらある保全方法

サイドイベント：
ミャンマーの軍事政権下における先住民地域に対する脅威

- ミャンマーは、先住民族/少数民族地域は、豊かな生態系だけでなく、金や天然ガスといった自然資源も豊富。
- 現軍事政権は、この資源を市場経済における投資先としても国際社会に開放し、外国資本の投資が進む。
- この地区の先住民は、コロナ禍のためという立て付けで移動の自由も制限。 土地の利用方法において意見を述べる機会や、土地利用にともなう対価を得る機会も、奪われている。
- 軍事行為による影響は、自然環境のみならず、家族関係の破壊、健康の破壊、精神の破壊ももたらしている

ひとたび、国家が「適切に実行している/実行する」と宣言したうえで、国家主権（sovereignty）の内側で暴力行為が生じる時、我々はどう関わるのか？

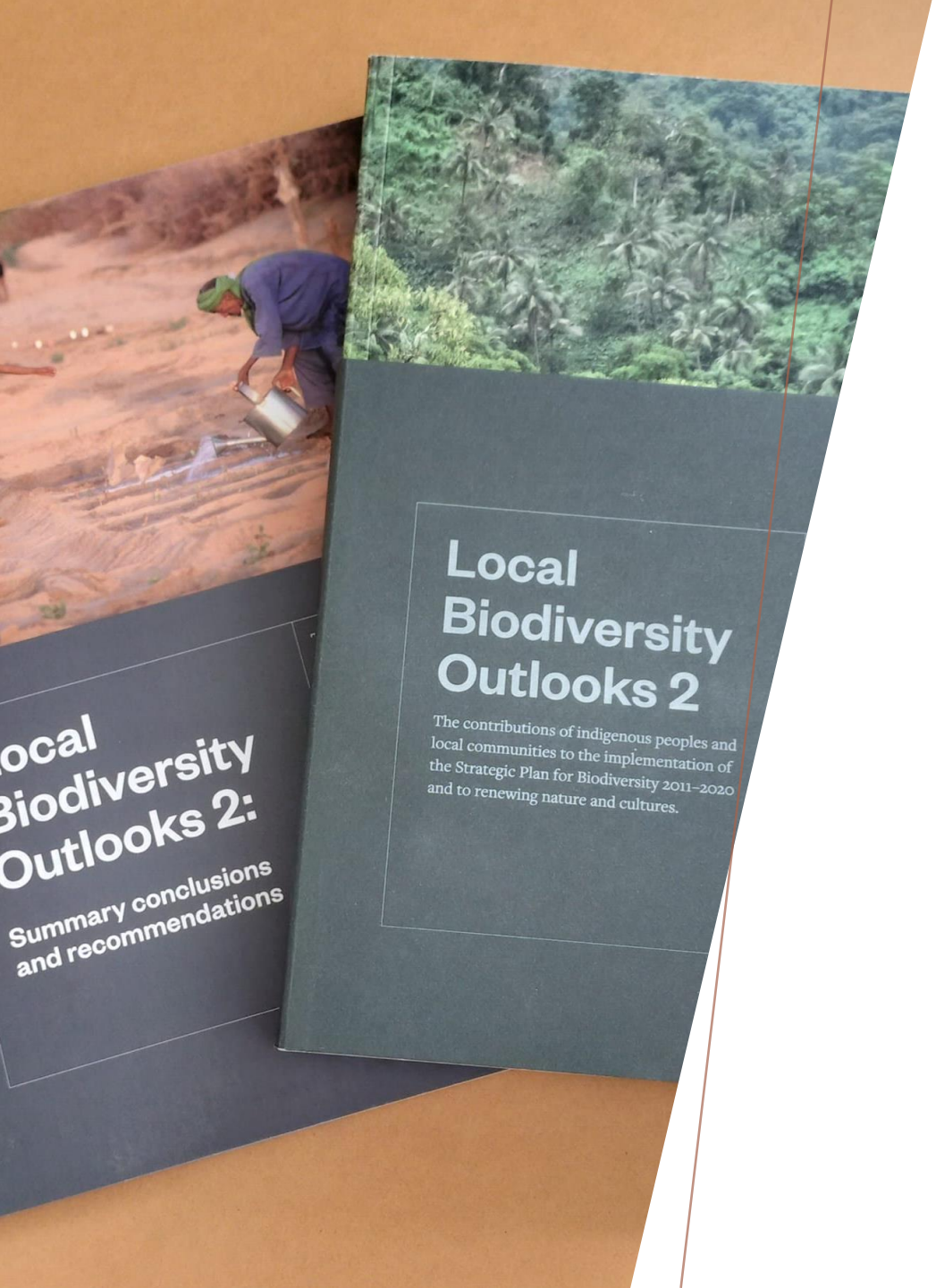

Local Biodiversity Outlook

- GBFの実行メカニズムやモニタリングの手段・報告
- GBOやNBSAPs などと並んで、LBOの明記を目指していた

- LBOという単語の明記まではなく、非国家アクターからの情報についても適宜、考慮の対象になる、といったものにとどまった。

- COP15 ： LBO2の発刊！

基本原則

The framework acknowledges the important roles and contributions of indigenous peoples and local communities as custodians of biodiversity and partners in the conservation, restoration and sustainable use. **Its implementation must ensure their rights, knowledge**, including traditional knowledge associated with biodiversity, innovations, worldviews, values and practices of indigenous peoples and local communities are respected, documented, preserved **with their free, prior and informed consent**, including through their **full and effective participation** in decision-making, in accordance with relevant national legislation, international instruments, including **the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, and human rights law**. In this regard, nothing in this framework may be construed as diminishing or extinguishing the rights that indigenous peoples currently have or may acquire in the future.

気候危機に関する先住民族の関心

- 気候変動によって生じる影響
  - 居住地や生活習慣がその環境変化によって脅かされる
  - 島嶼国、クナ、北極圏

- 気候変動の対応策によって受ける影響
  - 大規模再エネ施設の集中など
  - フィンランド、トナカイの居住地に大規模風力発電

- 適応策のための開発をめぐって生じる人権侵害

We really need to move away fast from fossil fuels, but we have to do it the right way.

And this is cannot be without the meaningful participation of Indigenous Peoples.

JOAN CARLING
Executive Director, IPRI.

Indigenous Peoples Rights International

サイドイベント：ビジネス的側面からの気候変動対策
Nature-based Climate solutions and Indigenous-led Conservation

- 先住民の地域での気候変動対策に関する投資が行われると際の原則確認
- 自然資源に対する**適切な**評価が重要
  - Land Guardianでもあるその地区の先住民族が、自然をどう評価しているか/どう付き合っているかといった、彼らの価値観valueを組み込むこと
- 排出量削減に焦点を当てただけならば、Carbon Cowboyである
  - NbSは、オフセットを意味するものであってはならない。

- 情報公開 Transparency の徹底
- Benefit Sharingへの指摘
  - Treatyとは違うが、国とFirst Nationsとの間で、Indigenous Carbon Benefit Sharing Agreementといった基準を確立しようという動きも生じている

雑感

- カナダでは、UNDRIP（国連先住民族の権利宣言）に関する国内法も制定。先住民族の管理下にある地域などに投資するときには、パートナーシップ締結の義務化（mandate）や、汚染者の汚染除去義務なども規定されているということなど、多くの事例が紹介されていたのが印象的。

＜日本の人へ＞

- 議場の中の動きだけ見ていれば、国際社会における先住民族の存在感はとても重要視されているように感じるかもしれない。
けれど、実際には、まだまだ、多くの、深刻な人権侵害がおきている。
- IPLCsが勝ち取った成果の多くは、先住民ではない我々NGOにとっても“使える”概念だけれど、その際に、今現在も進行中の人権侵害や、彼らが歴史的に経験してきた不公正についても、意識的でありたい。

ありがとうございました！

三石朱美
akemi3214@gmail.com